

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 6 総務部

#### (4) 行財政改革推進課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>ア 旅費の事務について</p> <p>後述の「第7 総括意見」の「4 旅費の事務について」を確認のうえ、乗務員の出張行程距離が合計300kmを超える場合の取扱いについて、適正な対応となるよう関係課と協議されたい。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>4 旅費の事務について（抜粋）</p> <p>旅費の手引きによると、公用車での日帰り出張について、出張行程距離の合計が300kmを超える場合は日当加算（2,200円）を支給することとなっているが、複数課が同日に乗務員に対し乗務依頼を行い、出張後に旅費精算をしている事案において、合計すると300kmを超えた出張であったにも関わらず、旅費の支給がされていない事案があった。支払われるべき旅費が支払われるよう、適正な取扱いについて検討し整備されたい。また、整備後はその取扱い等について全庁的に通知されたい。</p>	<p>同日に複数の乗務があった場合に、単件では出張行程距離が300kmを超えないが、合計すると超えることがあり、依頼課では1日の合計出張行程距離を把握することが難しいため、適正に旅費が支出できていないケースがあった。</p>
	その後の措置状況
	<p>1日の出張行程距離が300kmを超える場合は、乗務員から依頼課へその旨を伝え、適正に旅費を支出するよう取扱いを改善します。</p>